

今年度で10周年になりました 「青森市子ども会議」

子育て支援課（☎017-734-5320）

🔍 青森市子ども会議とは…

平成24年に制定した「青森市子どもの権利条例」に基づき設置したもので、今年度で10周年になりました。

将来を担う子どもたちが、子ども会議委員として参加し、市のまちづくりなどについて意見を表明したり、子どもの権利を学んだり、青森市のことを主体的に考え、子どもの目線から調査・研究した成果を発表するなど、子どもたちにとって大切な権利の一つである「意見を表明し参加する権利」を特に大事に活動しています。

📝 令和5年度の活動

「もっと魅力あふれる青森市に！」のテーマの下、6月25日に活動をスタートしました。「もともとある青森市の魅力を普及する」、「より魅力的にするために改善・新しく作り出す」の2つを軸に、土・日曜日を中心に月2回程度、市役所の会議室などを会場に活動しています。

- ★子どもたち自身が計画し、子どもの目線から青森市を調査
- ★公式Instagramで、市の魅力や子どもの権利などをPR
- ★青森ねぶた祭やパネル展で、子どもの権利などをPR
- ★他都市とのオンライン交流
- ★「青森市子ども会議フォーラム」で、子ども自身の意見を直接市へ提案
- ★子ども会議主催の子ども権利トークイベントの開催 など



📅 これまでの歴史

- 平成16年度～ 前身の団体「青森市こども委員会」を設置、市政への提案や「子ども宣言文」を作成
- 平成24年度 「青森市子どもの権利条例」の制定に基づき、「青森市子ども会議」へ名称を変更
- 平成25年度 **「青森市子ども会議」となり活動をスタート!** 「子どもの権利の日イベント」を初開催
- 平成26年度 子ども会議・子どもの権利・青森市子どもの権利相談センターをPRするための横断幕やTシャツを作成
本市を会場に初めて他都市（松本市子ども会議）と交流
- 平成27年度 初めて他都市（川崎市）へ赴き、現地調査及び子ども会議と交流
- 平成28年度 浪岡地区で行われる「子どもの祭典」に初出展
川崎市子ども会議が主催する「かわさき子ども集会」へ参加
- 平成29年度 初めて市議会の議場を会場に「青森市子ども会議フォーラム」を開催



子ども会議主催のスポーツイベントを初開催

- 令和2年度 市のPR動画を作成し、市公式YouTubeチャンネルにて公開



- 令和3年度 他都市（奈良市子ども会議）と初めてオンライン交流



市民図書館での月間展示を初実施
公式Instagramを開設
ふるさと自慢わがまちCMへ出演
「子どもの権利条約フォーラム2021」へ初めてオンライン参加

- 令和4年度 子ども会議主催のトークイベントを初開催

Instagram
公式Instagram
[@AOMORI.KODOMOKAIGI]

活動の様子を公式Instagramにアップしています。
ぜひチェックしてください♪




AOMORI.KODOMOKAIGI

❀一大イベント！青森市子ども会議フォーラム2023❀

11月19日(日)には「青森市子ども会議フォーラム」を開催します！今年度活動してきた内容を踏まえ、子どもたちが市に対し「こうなってほしい」という意見を直接提案し、市長をはじめとした理事者が答えてくれる一大イベントです。これまでも提案された意見が実際に採用された事例もあり、子ども会議の活動が市を元気にしています。



【平成30年度の提案意見】
あおもり製品の
PR活動を手伝いたい

⇒子どもたちが
製品PRイベントに
参加



【令和4年度の提案意見】
市が主催するスポーツイベントを
もっと手軽に情報収集したい
⇒市ホームページに
「みんなのスポーツイベント」
ページを新規開設



【令和4年度の提案意見】
ねぶたん号の沿線施設に
直接飛べるリンクがほしい
⇒市ホームページに
リンクを設置

これまで意見提案が
採用された事例を
見てみよう！



青森市子ども会議公式キャラクター
けんりはかせ



【令和元年度の提案意見】
小さな子どもが
冬に遊べる施設がほしい
⇒令和6年度までに県内で
一番広いキッズルームが
あるアリーナを建設予定

【平成30年度の提案意見】
青森駅前の案内看板の
ローマ字表記を統一してほしい

⇒表記を統一



【令和4年度の提案意見】
浪岡城跡の説明や内容が
分かる案内板がほしい

⇒説明案内用の看板を設置



📣 青森市子ども会議への参加者募集中！

市のまちづくりに参加したい、仲間と協力して何かをやってみたい、自分たちでイベントを企画してみたい、難しそうだけど気になる、活動できるか分からなくて迷っている、そんな皆さんの参加をお待ちしています。

市では、子ども会議委員をいつでも募集しています。下記の①②に当てはまるかたなら誰でも参加大歓迎！特に楽しい活動が待っている夏休みの今、まずは1回参加してみませんか！

①市内に在住または通学などをしているかた

②小学5年生から原則18歳未満までのかた（高校生であれば18歳以上も可）

備 考：交通費支給 ※詳しくは、お問合せください。

応募方法：市ホームページに掲載されている申込書を、郵送または直接、
子育て支援課（〒030-0801 新町一丁目3-7）へ

